

Q2 新しい学習指導要領は、どこが変わったのですか。

1 幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領改訂の基本方針

今回の学習指導要領の改訂には、次の3つの方針が示されました。

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- (3) 道德教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

障害のある児童生徒の指導も、この方針を踏まえて行われます。

2 特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領改訂の要点

- (1) 基本的な考え方
 - 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善
 - 障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実
 - 自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実
- (2) 主な改善事項
 - ア 障害の重度・重複化、多様化への対応
 - ・障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
 - ・重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定
 - イ 一人一人に応じた指導の充実
 - ・一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
 - ・学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け
 - ウ 自立と社会参加に向けた職業教育の充実
 - ・特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
 - ・地域や産業界等と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定
 - エ 交流及び共同学習の推進
 - ・障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

3 小・中学校学習指導要領で特別支援教育にかかわる改訂の要点

小・中学校の学習指導要領の中で特別支援教育にかかわる改訂は、総則の第1章第4指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項2の(7)(中学校は(8))及び(12)(中学校は(14))に以下の4点が示されました。

(1) 特別支援学校等の助言又は援助の活用

今回、新たに特別支援学校は、小・中学校等の要請に応じて、障害のある児童等に関して必要な助言又は援助を行うよう努めることになりました。そのため、小・中学校等は、助言・援助を受ける場合は、必要な具体的な内容を校内委員会等で検討し、まとめたうえで特別支援学校に提示する必要があります。

(2) 個別の指導計画の作成

特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切です。指導に当たっては、例えば、障害のある児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられます。

(3) 個別の教育支援計画の作成

障害のある児童生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成することなどが考えられます。

(4) 特別支援学校や特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習の推進

小学校総則第1章第4の2(12)[中学校では(14)]において、交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けることが記述されました。

(Q7「交流及び共同学習」参照)

